

介護老人福祉施設 第二九重荘

運営規程

目次

- 第1章 基本方針（第1条）
- 第2章 人員に関する規程（第2条）
- 第3章 設備に関する規程（第3条）
- 第4章 運営に関する規程（第4条～第40条）
- 附則

第1章 基本方針

第1条 介護老人福祉施設第二九重荘は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものである。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供するようにしなければならない。

3 介護老人福祉施設第二九重荘は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業を行うものを言う。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行うものを言う。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 人員に関する規程

（従業者の員数と職務）

第2条 介護保険法第八十八第一項の規程による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数及び職務は、次の通りである。

1, 医師 1名（非常勤）

利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

2, 生活相談員 1名以上

利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関

することに従事する。

- 3, 看護職員 2名以上（常勤換算方法にて）
利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- 4, 介護職員 17名以上
利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- 5, 管理栄養士 1名
献立作成及び利用者の栄養状態を把握し栄養ケア計画の策定に従事する。
- 6, 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 7, 介護支援専門員 1名以上
施設介護サービス計画、介護等の業務に従事する。

第3章 設備に関する規程

第3条 介護老人福祉施設第二九重荘の設備の規程は、次の通りとする。

- 1 居室
 - 一 居室の定員は、1人部屋7室、2人部屋11室、3人部屋2室
 - 二 各床頭台には、ナースコールを備える。
 - 三 静養室は、介護職員室に近接している。
- 2 浴室
 - 一 身体不自由な人達のためにリフト浴槽を設置。
- 3 洗面所
 - 一 各居室に設置、車いす利用者専用設置
- 4 便所
 - 一 各棟に設置又、緊急用ブザーを設置。
- 5 医務室
 - 一 医療法第一条の五第2項に規定する診療所設置。
 - 二 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備え、必要に応じて臨床検査設備を設置。
- 6 食堂及び機能訓練室
 - 一 食事の提供及び機能訓練の部屋を設置

第4章 運営に関する規程

(内容及び手続きの説明及び同意)

第4条 介護老人福祉施設第二九重荘は、介護老人福祉施設サービスの提供開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込みのサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込みの同意をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第5条 介護老人福祉施設第二九重荘は、介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護福祉施設サービスを提供できるように努める。

(入退所)

第6条 介護老人福祉施設第二九重荘は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事が困難な者に対して介護福祉サービスの提供をする。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、正当な理由なく、介護福祉サービスの提供を拒んではならない。

3 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所申込み者が入院治療を必要とする場合その他入所申込み者に対しみずから適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は老人保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所申込み者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営む事ができるかどうかを検討しなければならない。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

7 介護老人福祉施設第二九重荘は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活が営む事ができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等

を勘案しその者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

8 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者の退所に際しては居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第7条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込み者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、要介護認定の更新が遅くとも当該入所者が受けているよう介護認定の有効期間の満了日の三十日前に行わなければならない。

(入退所の記録の記載)

第8条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料の受領)

第9条 介護老人福祉施設第二九重荘は、法定代理受領サービス（法第四十八条第5項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じである。）が入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じである。）に該当する介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を言う。以下同じ。）の一部として、当該介護福祉施設サービスについて同条第二項第一号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に介護福祉施設サービスに要した費用の額超えるときは、当該現に介護福祉サービスに要した費用の額とする。）及び同項第二号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるとときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人福祉施設第二九重荘に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額

と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 介護老人福祉施設第二九重荘は、前二項の支払いを受ける額の他、次に上げる費用の額の支払いを受けることができる。

一 厚生大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な個室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものは除く。）の提供を行ったことに伴ない必要となる費用。

二 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

三 理美容代

四 食費 1日 1,940円

（介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。）

五 居住費（多床室） 1日 1,049円

（従来型個室） 1日 1,365円

（介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。）

六 前五号に掲げる物の他に、介護福祉施設サービスにおいて、供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

4 介護老人福祉施設第二九重荘は、前項各号に掲げる費用の額に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第10条 介護老人福祉施設第二九重荘は、法定代理受領サービスに該当しない介護福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した介護福祉施設サービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第11条 介護老人福祉施設第二九重荘の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにして入所者が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上で解

決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する介護福祉サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、介護福祉サービスの目標及びその達成時期、介護福祉サービスの内容、同上を提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設介護サービス計画の原案について、入所者に説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

6 第二項から第四項までの規程は、前項に規定する施設サービス計画の変更に準用する。

(指定介護福祉施設サービスの取り扱い方針)

第12条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。

2 介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 介護老人福祉施設第二九重荘の従業者は、介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

4 介護老人福祉施設第二九重荘は、介護福祉施設サービスに当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命また又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

5 介護老人福祉施設第二九重荘は、自らその提供する介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第13条 介護は入所者の自立の支援及び日常生活充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は、清拭しなければならない

3 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立に

ついて必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 入所者に対し前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事しなければならない。

7 入所者に対し、その負担により当該介護老人福祉施設第二九重荘従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供と栄養管理)

第14条 食事の提供は、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮したものとすると共に適切な時間に行わなければならない。

2 食事の提供は、入所者に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

3 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価等を行う。

(相談及び援助)

第15条 介護老人福祉施設第二九重荘は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対して、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第16条 介護老人福祉施設第二九重荘は、教養娯楽設備等を備える他、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行う事が困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 介護老人福祉施設第二九重荘は、常に入所者の家族との連携を図ると共に入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第17条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者に対しその心身の状況等に依じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善してその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第18条 介護老人福祉施設第二九重荘の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康の保持のための適切な措置を取らなければならない。

2 医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳（老人保健法第十三条の健康手帳を言う。以下この項において同じ。）に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しないものはこの限りではない。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第19条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び介護老人福祉施設第二九重荘に円滑に入所することができる。

(入所者に関する市町村への通知)

第20条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 1 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は、受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第21条 介護老人福祉施設第二九重荘の管理者は、専ら第二九重荘の職務に従事する常勤のものでなければならない。ただし、第二九重荘の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第22条 介護老人福祉施設第二九重荘の管理者は、施設の従業者の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 第二九重荘の管理者は、従業者にこの章の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(運営規定)

第23条 介護老人福祉施設第二九重荘は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定める。

- 1、施設の目的及び運営の方針
- 2、従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3、入所定員
- 4、入所者に対する第二九重荘サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 5、施設の利用に当たっての留意事項
- 6、非常災害対策
- 7、その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 介護老人福祉施設第二九重荘入所者に対して適切な施設サービスを提供することができる、従業者の勤務の体制を定めておく。

2 第二九重荘は、介護老人福祉施設の従業者によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 第二九重荘は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の厳守)

第25条 介護老人福祉施設第二九重荘は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

2 入所者の定員は35名とする。

(非常災害対策)

第26条 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害対策として事業継続計画の策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等その他必要な訓練を行う。

2 地域との連携が不可欠であることを踏まえ、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 災害発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

(衛生管理)

第27条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 介護老人福祉施設第二九重荘において感染症が発生し、又はまん延しない

ように必要な措置を講ずる。また、委員会の開催、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行う。

3 必要なサービスが継続的に提供できる体制の構築を行うため事業継続に向けた計画の策定を行う。

(協力病院)

第28条 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

(掲示等)

第29条 介護老人福祉施設第二九重荘は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または設置をする。または、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウェブサイトに掲載、公表をする。

(秘密保持等)

第30条 第二九重荘の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又は、家族の秘密を漏らしてはならない。

2 第二九重荘は、従業者であったものが正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又は、家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講ずる。

3 居宅介護支援事業所等に対して入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入所者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第31条 介護老人福祉施設第二九重荘は、広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大であってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者又は、その従業者に対し、要介護被保険者に福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 居宅介護支援事業者又は、その従業者から、第二九重荘からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第33条 介護老人福祉施設第二九重荘は、その提供した施設サービスに関する

入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する党の必要な措置を講じなければならない。

2 第二九重荘は、その提供した施設サービスに関し、法第二十三条の規程による市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善をしなければならない。

3 その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行うほう第七十六条第一項第二号の規程による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をしなければならない。

(地域との連携等)

第34条 その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等とのれん計及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 入所者に対する施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じなければならない。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 入所者に対する施設サービスの提供にあたって、緊急な状況が発生した場合は、介護事故への対応マニュアル及び、緊急時連絡方法等に基づき、すみやかに対応する。

(会計の区分)

第36条 福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備しておく。
その完結の日から2年間保存しておく。

(虐待の防止)

第38条 入所者の擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施等を行う。

2 入所者に対する虐待が発生した場合すみやかに市町村及び関係機関、

入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(身体的拘束等の適正化)

第39条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

(ハラスメント)

第40条 第二九重荘は、ハラスメント行為を従業員に周知して、個人の尊厳を守り働く人が能力を十分に発揮できるようにする。

2 ハラスメント相談窓口を設け、相談者等に対して不利益になる取り扱いはいたしません。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日付けにて変更する。

この規程は、平成25年9月1日付けにて変更する。

この規程は、平成30年11月1日付けにて変更する。

この規定は、令和元年10月1日付けにて変更する。

この規定は、令和3年4月1日付けにて変更する。

この規程は、令和5年5月1日付けにて変更する。

この規程は、令和6年4月1日付けにて変更する。

この規程は、令和6年8月1日付けにて変更する。

この規程は、令和7年6月1日付けにて変更する。